

地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会「中間とりまとめ」について

平成23年10月

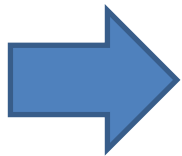
地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

【課題】

- 地方税制の大部分は国が決定し、議論が地方団体で十分に行われているとは言い難い。
- 国が一律に定める税制は地域の実情に即しておらず、適切な政策効果が発揮できていない場合も。

【具体的な内容】

- **従来、法律で一律に定めていた課税標準の特例措置等について、減額の程度（特例割合）・適用期間（特例期間）の具体的な内容を地方団体の条例に委任し、地方団体が自主的に決定できるようにする。**
- その場合には、「一定の特例割合（特例期間）」及び「特例割合（特例期間）の**上限・下限**」を設定する。



特例措置の内容を条例で決定することにより、地方団体は、これまで以上に地域の実情に応じた政策展開が可能に。

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

- 当面は現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進める。
- その上で、**消費税・地方消費税の税率引上げや共通番号制度が実施される時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化について、改めて判断する。**

1 趣旨

税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する観点から、抜本的に改革する上での諸課題について検討するため、研究会を開催する。

2 構成員

座 長	碓 井 光 明	(明治大学大学院法務研究科教授)
	青 山 彰 久	(「読売新聞」編集委員)
	石 井 隆 一	(富山県知事)
	井 手 英 策	(慶應義塾大学経済学部経済学科准教授)
	植 田 和 弘	(京都大学大学院経済学研究科教授)
	清 原 慶 子	(東京都三鷹市長)
	櫻 井 敬 子	(学習院大学法学部教授)
	佐 藤 英 明	(慶応義塾大学大学院法務研究科教授)
	人 羅 格	(「毎日新聞」論説委員)
	牧 原 出	(東北大学大学院法学研究科教授)
	持 田 信 樹	(東京大学大学院経済学研究科教授)
	横 山 彰	(中央大学総合政策学部教授)

3 開催実績

第1回研究会を平成23年6月29日に開催以降、全5回開催。

平成23年度税制改正大綱(抄)

〔平成22年12月16日 閣議決定〕

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

9. 地域主権改革と地方税制

(2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

① 基本的考え方

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していきます。

その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めます。

また、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方自治体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進めます。

② 具体的取組み

以下の事項等について検討を行い、成案を得たものから速やかに実施することとし、法制化が必要なものについては、平成24年度税制改正から実現を図ります。

イ 地方自治体の「自主的な判断」の拡大のための事項

(イ) 法定任意軽減措置制度(仮称)の創設

適用の是非や程度を、各地方自治体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討します。

また、例外的に全国一律に法律で軽減する必要がある対象の絞り込みを行います。

(ロ) 法定税の法定任意税化・法定外税化

税収が僅少な法定税や法定任意税の取扱いを検討します。

(ハ) 制限税率の見直し

納税者の権利保護や社会経済・他団体への影響等の観点を踏まえつつ、見直しを検討します。

ロ 地方自治体の「執行の責任」の拡大のための事項

(イ) 法定外税の新設・変更への関与の見直し

法定外税の新設・変更への国の同意付き協議による事前関与の見直しを検討します。

(ロ) 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

地方自治体による消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等を一層推進します。

また、今後の課題として、地方自治体による申告書の受理等について、実務上の論点等を含め検討します。